

E T Fに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新	旧
(管理会社等が行う適時開示等に関する事項) 第6条 (略) 2 E T F特例第6条第1項第1号に規定する事項は次の各号に定めるところにより算出するものとする。 (1) E T F特例第6条第1項第1号bからdまでに規定する純資産総額（ <u>一口当たりの純資産額</u> の算定の基礎となる純資産総額を含む。）は、投資信託約款、信託約款、規約又はこれらに類する書類に定めるところにより算出するものとする。 (2) E T F特例第6条第1項第1号cに規定する乖離率は、次の算式により算出するものとする。 算式 $((A \div B) - \underline{(C \div D)}) \times 100 \ (%)$ 算式の符号 A 上場E T Fの <u>一口当たりの純資産額</u> B <u>Aを算出した日の前営業日の上場E T Fの一口当たりの純資産額</u> C <u>対象指標の終値</u> D <u>Cを算出した日の前営業日の対象指標の終値</u> (3) E T F特例第6条第1項第1号dに規定する乖離率は、次の算式により算出するものとする。 算式 $((E \div F) - 1) \times 100 \ (%)$ 算式の符号 E 上場E T Fの最終価格 F 上場E T Fの <u>一口当たりの純資産額</u> 3・4 (略)	(管理会社等が行う適時開示等に関する事項) 第6条 (略) 2 E T F特例第6条第1項第1号に規定する事項は次の各号に定めるところにより算出するものとする。 (1) E T F特例第6条第1項第1号bからdまでに規定する純資産総額（ <u>1口当たりの純資産額</u> の算定の基礎となる純資産総額を含む。）は、投資信託約款、信託約款、規約又はこれらに類する書類に定めるところにより算出するものとする。 (2) E T F特例第6条第1項第1号cに規定する乖離率は、次の算式により算出するものとする。 算式 $((A \div B) - \underline{1}) \times 100 \ (%)$ 算式の符号 A 上場E T Fの <u>1口当たりの純資産額</u> B <u>対象指標の終値</u> (3) E T F特例第6条第1項第1号dに規定する乖離率は、次の算式により算出するものとする。 算式 $((\underline{C} \div \underline{D}) - 1) \times 100 \ (%)$ 算式の符号 C 上場E T Fの最終価格 D 上場E T Fの <u>1口当たりの純資産額</u> 3・4 (略)
(上場廃止基準に関する事項) 第10条 (略) 2～9 (略) 10 E T F特例第10条第1項第3号iの基準については、次のとおり取り扱うこととする。 (1) E T F特例第10条第1項第3号iに規定する上場E T Fの <u>一口当たりの純資産額</u> と対象指標との相関係数については、次の算式により算出するものとする。	(上場廃止基準に関する事項) 第10条 (略) 2～9 (略) 10 E T F特例第10条第1項第3号iの基準については、次のとおり取り扱うこととする。 (1) E T F特例第10条第1項第3号iに規定する上場E T Fの <u>1口当たりの純資産額</u> と対象指標との相関係数については、次の算式により算出するものとする。

算式

$$A \div (B \times C)$$

算式の符号

- A 上場E T Fの一口当たりの純資産額の前月比と対象指標の前月比の共分散
B 上場E T Fの一口当たりの純資産額の前月比の標準偏差
C 対象指標の前月比の標準偏差
(2) 前号に規定する上場E T F 一口当たりの純資産額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算定式により算出するものとする。この場合における上場E T Fの一口当たりの純資産額は、E T F特例第6条第1項第1号bの規定により開示されたものによるものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

- D 当月末日における上場E T Fの一口当たりの純資産額
E 前月末日における上場E T Fの一口当たりの純資産額
(3) 前号に規定する当月末日における上場E T F 一口当たりの純資産額及び前月末日における上場E T Fの一口当たりの純資産額については、当該末日における収益分配金、利益分配金又は信託財産に係る給付金を勘案するものとする。
(4)～(7) (略)

(上場手数料及び年賦課金に関する事項)

第12条 E T F特例第12条に規定する上場手数料、年賦課金及びT D n e t利用料は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、第4号の規定は、内国E T Fに限るものとする。

(1) 新規上場時の上場手数料

- a (略)
b 外国E T Fにあっては、預託口数に係る純資産総額（預託口数に一口当たりの純資産額を乗じて得た金額をいう。以下この条において同じ。）の万分の0.75
c 外国E T F信託受益証券にあっては、上場受益権口数に係る純資産総額（上場受益権口数に一口当たりの純資産額を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）の万分の0.75

算式

$$A \div (B \times C)$$

算式の符号

- A 上場E T Fの1口当たりの純資産額の前月比と対象指標の前月比の共分散
B 上場E T Fの1口当たりの純資産額の前月比の標準偏差
C 対象指標の前月比の標準偏差
(2) 前号に規定する上場E T F 1口当たりの純資産額の前月比は、上場日の属する月の翌月から審査を行う月までの各月において次の算定式により算出するものとする。この場合における上場E T Fの1口当たりの純資産額は、E T F特例第6条第1項第1号bの規定により開示されたものによるものとする。

算式

$$(D \div E) - 1$$

算式の符号

- D 当月末日における上場E T Fの1口当たりの純資産額
E 前月末日における上場E T Fの1口当たりの純資産額
(3) 前号に規定する当月末日における上場E T F 1口当たりの純資産額及び前月末日における上場E T Fの1口当たりの純資産額については、当該末日における収益分配金、利益分配金又は信託財産に係る給付金を勘案するものとする。
(4)～(7) (略)

(上場手数料及び年賦課金に関する事項)

第12条 E T F特例第12条に規定する上場手数料、年賦課金及びT D n e t利用料は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、第4号の規定は、内国E T Fに限るものとする。

(1) 新規上場時の上場手数料

- a (略)
b 外国E T Fにあっては、預託口数に係る純資産総額（預託口数に1口当たりの純資産額を乗じて得た金額をいう。以下この条において同じ。）の万分の0.75
c 外国E T F信託受益証券にあっては、上場受益権口数に係る純資産総額（上場受益権口数に1口当たりの純資産額を乗じて得た額をいう。以下この条において同じ。）の万分の0.75

d 新規上場時の上場手数料の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

(a) (略)

(b) 外国E T F にあっては、各E T F ごとにその上場日現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、一口当たりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする（以下、次の(c)並びに第2号dの(b)及び(c)並びに第3号dの(b)及び(c)において同じ。）。

(c) (略)

(2)～(5) (略)

2 (略)

d 新規上場時の上場手数料の計算は、次の(a)から(c)までに定めるところによる。

(a) (略)

(b) 外国E T F にあっては、各E T F ごとにその上場日現在における預託口数に係る純資産総額を基準とする。この場合において、1口当たりの純資産額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算するものとする（以下、次の(c)並びに第2号dの(b)及び(c)並びに第3号dの(b)及び(c)において同じ。）。

(c) (略)

(2)～(5) (略)

2 (略)

付 則

この規則は、平成23年3月31日から施行する。